

「新時代に対応した高等学校改革支援事業（普通科改革支援事業）」

普通科新学科通信

No.13

令和4年12月19日発行

発行 探究科設置準備委員会

本号では1成果の普及のための仕組み、2国の指定終了後の取組継続のために仕組みについて掲載します。

1 成果の普及のための仕組み

1 成果発表会・報告会の開催

- ・成果発表会・報告会を一般公開で開催

2 ウェブページ等による成果の発信・普及

- ・成果発表会・報告会の様子について、学校ウェブページを通して地域に発信するとともに、記事にしてもらうよう、報道機関への情報提供を行う。
- ・パンフレットを作成し、釧路・根室管内の小中学校に配布するなどの広報活動を行う。

3 「教育課程編成・実施の手引」

- ・道教委が毎年作成している「教育課程編成・実施の手引」において、本事業における取組事例を掲載する。

4 「教育課程研究協議会」

- ・全道立高校から参加のある教育課程研究協議会において、本事業における取組の研究発表を行う。

5 「探究サミット」

- ・道教委の他の指定事業も含めて探究活動に取り組んでいる学校等の代表による成果発表会「探究サミット」において成果を発表し、その様子を道内の各高等学校にウェブで配信するとともに、発表の概要を記載した探究サミット報告書を送付する。また、指導主事の学校訪問において先進事例として取り上げ、探究活動に躓きが見られる学校に助言する。

2 国の指定終了後の取組継続のための仕組み

1 コンソーシアム

- ・指定事業の3年間で構築したコンソーシアムとの関係性を生かし、事業終了後もコンソーシアムを引き続き設置し、学校と地域が一体となって課題を解決できるよう、適宜情報を共有しながら地域と連携・協働した教育活動を実施する。

2 コーディネーター

- ・事業指定の3年間の間に、地元自治体と事業終了後におけるコーディネーター任用について協議を進める。例えば地域おこし協力隊員を本校に配置し、コーディネーターの役割を担っていただくことなどが想定される。

3 校内体制

- ・新学科設置後はカリキュラム委員会を中心として、全校体制で教育課程の編成・実施・評価・改善を継続して行う。